

学 校 法 人 日 本 福 祉 大 学 寄 附 行 為

学 校 法 人 日 本 福 祉 大 学 寄 附 行 為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人 日本福祉大学と称する。

2 この法人は、昭和28年1月31日、大乘山法音寺御開山上人鈴木修学と檀信徒の浄財により、学校法人法音寺学園として設立された。その後創立50周年を機に、創立者鈴木修学の命名による大学名称を冠した学校法人日本福祉大学に名称変更したものである。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前35番6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 日本福祉大学大学院 | 社会福祉学研究科
福祉社会開発研究科
医療・福祉マネジメント研究科
看護学研究科
スポーツ科学研究科
国際社会開発研究科（通信教育） |
| (2) 日本福祉大学社会福祉学部 | 社会福祉学科 |
| 経済学部 | 経済学科 |
| 健康科学部 | リハビリテーション学科
福祉工学科 |
| 教育・心理学部 | 子ども発達学科
学校教育学科
心理学科 |
| 国際学部 | 国際学科 |
| 看護学部 | 看護学科 |
| スポーツ科学部 | スポーツ科学科 |
| 通信教育部 | |
| 福祉経営学部 | 医療・福祉マネジメント学科 |
| (3) 日本福祉大学附属高等学校 | 全日制課程普通科 |
| (4) 日本福祉大学中央福祉専門学校 | 教育・社会福祉専門課程
医療専門課程 |

(付随事業)

第4条の2 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として次に掲げる診療所を設置する。

- (1) 日本福祉大学附属クリニック さくら

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上13人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下、同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。また辞任によって、これを退任できることとする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長 1人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人以上6人以内
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人以上6人以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。この条において以下同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 役員として職務上の義務に違反したとき又は職務を怠ったとき。
- (4) その他法人の役員としてふさわしくない行為のあったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

3 前2項の規定は、第15条に規定する学園長に準用する。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長を補佐するため、必要に応じて副理事長、専務理事及び常務理事を若干人置くことができる。
- 3 この法人の業務に関して必要な意見を聞くために、若干名の顧問を置くことができる。
(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 前項の指名は、書面をもって行う。
(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(学園長)

第15条 学園建学の精神を継承発展させるために、学園長を1人置く。

- 2 学園長は、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。
- 3 学園長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 5 理事会は、理事会招集にあたって、あらかじめ会議に付議すべき事項として示されなかった事項については、議決することができない。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 7 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 8 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

- 9 第14条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
- 14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(議事録の作成等)

第17条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には開会の日時、場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）、出席及び欠席した理事の氏名、並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下、同じ。）又は記名押印するものとする。
- 3 議事録は常に事務所に備えて置かなければならない。
- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、31人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、3月及び5月に理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるときは臨時にこれを招集することができる。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して会議の7日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 5 評議員会は、その招集にあたって、あらかじめ会議に付議すべき事項として示されなかった事項については、議決することができない。
- 6 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 理事長は、評議員総数（現に在任する評議員及び任期満了後なおその職務を行う評議員の総数をいう。以下、同じ。）の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 8 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、評議員の過半数の連名で評議員会を招集することができる。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
(議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、評議員会の議決を要する。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 解散
- (3) 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (4) 合併
- (5) その他、この寄附行為に定める事項
(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
(議事録)

第22条 評議員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には開会の日時、場所（当該場所に存しない評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）、出席及び欠席した評議員の氏名、並びに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二名以上及び出席した監事が署名するものとする。
- 3 議事録は常に事務所に備えて置かなければならない。
(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 17人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 6人
 - (3) 学識経験者のうちから、評議員会において選任した者 8人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
(任期)

第24条 評議員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。
(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第29条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産（若しくは運用財産中の積立金）に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(資産の総額の変更登記)

第34条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これらについて監事の意見を求めるものとする。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を常に各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号の定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準
(役員の報酬)

第37条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決および評議員会の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散（合併又は破産によって解散した場合を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおいては教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人又は他の学校法人のうち

から、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により選定したものに帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決がなければならない。

2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人日本福祉大学の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(任期の起算日)

第47条 役員等の任期の起算日は、就任の日とする。

(責任の免除)

第48条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第49条 理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金168万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	鈴木修学
理事	加藤周太郎
理事	桜木俊一
理事	南谷猶一
理事	島田民治
理事	磯村日専
理事	河村武七
監事	玉井康雄
監事	鈴木鉦太郎

附 則

この寄附行為は、昭和28年1月31日から施行する。
この寄附行為は、昭和30年1月14日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和32年3月15日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和33年3月1日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和34年4月1日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和36年3月31日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和39年1月17日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和40年3月31日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和42年9月16日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和43年4月27日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和44年3月27日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和48年3月28日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和51年1月10日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和52年3月12日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和54年4月27日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和55年4月1日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和58年3月22日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和60年8月29日から改正施行する。
この寄附行為は、昭和62年9月17日から改正施行する。
この寄附行為は、平成元年3月31日から改正施行する。
この寄附行為は、平成6年12月21日から改正施行する。
この寄附行為は、平成7年12月22日から改正施行する。
この寄附行為は、平成8年4月1日から改正施行する。
この寄附行為は、平成8年11月19日から改正施行する。
この寄附行為は、平成10年12月22日から改正施行する。
この寄附行為は、平成11年3月23日から改正施行する。
この寄附行為は、平成11年7月28日から改正施行する。
平成11年11月30日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
（日本福祉大学社会福祉学部第1部社会福祉学科の存続に関する経過措置）
日本福祉大学社会福祉学部第1部社会福祉学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
この寄附行為は、平成12年12月21日から改正施行する。
この寄附行為は、平成13年12月20日から改正施行する。
この寄附行為は、平成14年7月30日から改正施行する。
この寄附行為は、平成15年5月23日から改正施行する。

この寄附行為は、平成15年7月2日から改正施行する。

この寄附行為は、平成16年1月30日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年12月27日）から改正施行する。ただし、第12条第1項第1号ならびに第5条第1項第1号、第12条第2項、第14条第1項については、平成17年4月1日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月27日）から改正施行する。

この寄附行為は、平成19年4月13日から改正施行する。

この寄附行為は、平成19年5月26日から改正施行する。

この寄附行為は、平成19年10月1日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年12月3日）から改正施行する。

この寄附行為は、平成19年12月22日から改正施行する。

この寄附行為は、平成21年4月1日から改正施行する。

平成21年2月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から改正施行する。

平成21年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年4月23日）から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年11月2日）から改正施行する。

この寄附行為は、平成23年5月28日から改正施行する。

この寄附行為は、平成25年7月29日から改正施行する。

この寄附行為は、平成26年5月24日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から改正施行する。

この寄附行為は、平成27年3月31日から改正施行する。

この寄附行為は、平成28年3月31日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月31日）から改正施行する。

この寄附行為は、平成30年7月23日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年9月6日）から改正施行する。

この寄附行為は、令和2年4月1日から改正施行する。

（日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科ならびに日本福祉大学子ども発達学部心理臨床学科の存続に関する経過措置）

日本福祉大学子ども発達学部子ども発達学科ならびに日本福祉大学子ども発達学部心理臨床学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

令和2年2月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年6月1日）から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年10月23日）から改正施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年8月9日）から改正施行する。

令和5年3月7日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から改正施行する。

この寄附行為は、令和6年4月1日から改正施行する。

（日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科の存続に関する経過措置）

日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和6年3月31日に該当学科に在学する者が該当学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。